

第11回川西町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成29年12月26日(火)午後1時30分から午後2時45分

2. 開催場所 川西町中央公民館403号室

3. 出席委員(10名)

会長 10番 大沼 藤一

会長職務代理者 9番 黒澤 一利

委員 1番 高橋 睦子、2番 鈴木 秀男、3番 後藤 満良、4番 新野 勝廣、5番
佐々木 一宏、6番 新野 庄右エ門、7番 船山 マサエ、8番 高橋 孝博

4. 議事日程

第 1 議事録署名委員の指名

第 2 会議書記の指名

第 3 会期の決定

第 4 報告第13号 農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん調整会議審議結果報告について

第 5 報告第14号 人・農地プラン検討会の結果報告について

第 6 議 第 61号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第 7 議 第 62号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)

第 8 議 第 63号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(賃貸借権の設定)

第 9 議 第 64号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(使用貸借権の設定)

第 10 議 第 65号 農地法第5条の規定による許可申請に対する許可決定について
(所有権の移転)

第 11 議 第 66号 農用地利用集積に対する決定について

第 12 議 第 67号 農用地利用集積に対する決定について(農地中間管理事業)

第 13 議 第 68号 川西農業振興地域整備計画の変更に対する意見について

5. 農業委員会事務局職員

事務局長 阪野 正則、事務局長補佐 佐藤 紀子、主事 田宮枝里子

主事 原田 恭兵

6. 会議の概要

事務局長 阪野正則

みなさん、大変ご苦勞様でございます。会長からご挨拶をいただき、総会を進めていただきました

いと思います。よろしくお願いします。

会長 大沼藤一

総会につきましては、スムーズな議事進行にご協力いただくようお願い申し上げまして、あいさついたします。

(会長大沼藤一は、川西町農業委員会会議規則第6条の規定により、議長となる。)

議長 大沼藤一

それでは、ただ今より第11回川西町農業委員会総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、10名であります。川西町農業委員会会議規則第8条の規定による定足数に達しております。

本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。ただちに議事に入ります。

日程第1、議事録署名委員の指名であります。川西町農業委員会会議規則第10条の規定により本職から指名いたします。議席番号2番鈴木秀男委員、3番後藤満良委員を指名いたします。

日程第2、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より佐藤事務局長補佐並びに原田主事を指名します。

日程第3、会期の決定、これを議題といたします。お諮りいたします。会期を、本日1日限りとすることにご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議なしと認めます。会期は本日1日限りと決定します。

議長 大沼藤一

日程第4、報告第13号、農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん調整会議審議結果報告についてを上程いたします。事務局の報告を求めます。

主事 原田恭兵

資料の1ページをご覧ください。報告第13号、平成29年12月5日農用地利用権設定等調整会議及び農地あっせん調整会議審議結果報告について。川西町農地移動適正化あっせん基準に基づき審議された内容です。

所有権の移転。11月申し出件数2件、田6,735㎡、畑4,554㎡。個人への調整決定件数2件、6,735㎡。所有権移転合計2件、6,735㎡。利用権の設定。11月再設定件数21件、田241,023㎡。11月申出件数3件、田18,721㎡。利用権設定合計23件、田258,758㎡、畑4,554㎡。なお、詳細については、後ほどの農用地利用集積計画に対する決定についての折に説明いたします。以上です。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第5、報告第14号人・農地プラン検討会の結果報告についてを上程します。事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

5ページをご覧ください。報告第14号人・農地プラン検討会の結果報告について。

(人・農地プラン検討会の結果報告についてを朗読により説明)

以上です。

議長 大沼藤一

本件は報告案件でありますので、次に進めます。

議長 大沼藤一

日程第6、議第61号農地法第18条第6項の規定による通知についてを上程します。事務局の説明を求めます。

主事 原田恭兵

13ページをご覧ください。議第61号農地法第18条第6項の規定による通知について、下記の農地について、農地法施行規則第68条の規定により、賃貸借権を合意解約した旨の通知があったので受理、不受理を決定されたい。通知件数は84件です。

(議第61号1番から84番について朗読により説明)

議長 大沼藤一

本件について、受理することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を受理することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第7、議第62号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(所有権の移転)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 原田恭兵

6ページをご覧ください。議第62号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第3条の規定により、農地の所有権の移転について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は1件です。

(議第62号1番について朗読により説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
番号1番について、議席4番新野勝廣委員より報告願います。

議席4番 新野勝廣委員

番号1番について、12月17日に推進委員の内山委員が現地を確認しました。今回の申請は祖父、孫間の使用貸借を解約しての贈与・受贈です。譲受人は新規就農し、地域の担い手として意欲的に農業経営を行っており、また、畑作部門の規模拡大を予定しております。周辺の農地への影響はないと思われます。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第8、議第63号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について(賃貸借権の設定)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

主事 原田恭兵

30ページをご覧ください。議第63号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は13件です。

(議第63号1番から13番について朗読により説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しない

ため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
番号1番、4番から7番、10番及び11番並びに14番の件について、議席2番鈴木秀男委員より報告願います。

議席2番 鈴木秀男委員

番号1番について、12月14日に推進委員の竹田委員が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て●●円は妥当と判断いたします。

番号4番について12月18日に推進委員の伊藤委員が現地を確認しました。賃借人は農地所有適格法人として意欲的に営農に取り組んでおります。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て●●円は妥当と判断いたします。

番号5番について、12月15日に推進委員の伊藤委員が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て●●円は妥当と判断いたします。

番号6番について、12月13日に推進委員の伊藤委員が現地を確認しました。賃借人は時田地内の農地は農地中間管理機構へ貸し付け予定であり、離農のために堀金地内の農地も全て貸し付けるものです。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て●●円は妥当と判断いたします。

番号7番について、12月15日に推進委員の山田委員が現地を確認しました。今回の申請は経営規模縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て●●円は妥当と判断いたします。

番号10番、11番について12月15日に推進委員の山田委員が現地を確認しました。賃借人は先に開催された認定審査会において営農計画の承認を得ております。今後畑作を中心に規模拡大を図り農業経営を行っていくものです。周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て田●●円、畑●●円は妥当と判断いたします。

番号14番について、12月13日に推進委員の齋藤委員が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て●●円は妥当と判断いたします。

議長 大沼藤一

次に、番号2番及び3番、12番及び13番について本職より報告願います。

議席10番 大沼藤一委員

番号2番及び3番について、12月18日に推進委員の齊藤委員が現地を確認しました。今回の申請は経営縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て●●円は妥当と判断いたします。

番号12番について12月21日に推進委員の齊藤委員が現地を確認しました。今回の申請は貸し直し、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て●●円は妥当と判断いたします。

番号13番について12月21日に推進委員の齊藤委員が現地を確認しました。今回の申請は経営縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て●●円は妥当と判断いたします。

議長 大沼藤一

次に、番号8番について議席番号9番黒澤一利委員に報告願います。

議席9番 黒澤一利委員

番号8番について12月13日に推進委員の荒井委員が現地を確認しました。今回の申請は経営縮小、経営規模拡大です。賃借人は意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て●●円は妥当と判断いたします。

議長 大沼藤一

次に、番号9番について議席番号8番高橋孝博委員に報告願います。

議席8番 高橋孝博委員

番号9番について12月17日に推進委員の渡部委員、竹田委員、私と3人で現地を確認しました。今回の申請は経営縮小、経営規模拡大です。賃借人は農地所有適格法人として意欲的に農業経営を行っており、また、周辺の農地への影響はないと思われます。農地の状況から見て●●円は妥当と判断いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第9、議第64号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について
(使用貸借権の設定)を上程いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明を求めます。

主事 原田恭兵

34ページをご覧ください。議第64号農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する許可決定について、下記の者から、農地法施行令第1条の規定により、農地の賃貸借権の設定について許可申請があったので委員会の可否を求める。申請件数は1件です。

(議第64号1番について朗読により説明)

なお、本件について、申請時において農地法第3条第2項各号の不許可要件に該当しないため、許可要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

次に、ただいまの説明に関連して、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。
番号1番について、本職より報告いたします。

議席10番 大沼 藤一

番号1番について12月18日に推進委員の齊藤委員が現地を確認しました。今回の申請は経営移譲年金受給継続、譲受けのための申請です。借り人は意欲的に営農に取り組んでおり、周辺の農地への影響はないと思われます。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問について求めます。

(質問なし)

それでは、本件について、許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件を許可することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第10、議第65号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について(所有権の移転)を上程いたします。

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

36ページをご覧ください。議第65号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について、下記の者から、農地の転用に伴う所有権の移転について許可申請があったので知事に送付の意見を付せられたい。申請件数は1件です。

(議第65号1番について朗読により説明)

番号1番について説明します。工事計画は、平成30年3月1日に着工し、平成30年7月末日で完了する計画です。農地区分は農振農用地区域内の第2種農地と判断されます。内容は農家住宅です。所在は、川西町大字西大塚地区八幡公民館南に位置しております。資料3ページの案内図に申請地が図示されております。資金につきましては、住宅ローン審査決定書で確認しております。雨水については、地下浸透、造成の予定はありません。許可基準は集落接続に該当します。以上今回の申請は許可基準に沿った申請内容です

議長 大沼藤一

次に、担当委員より現地調査等の結果について報告を求めます。議席9番黒澤一利委員より報告願います。

議席9番 黒澤一利委員

番号1番について、平成29年12月15日 大沼会長、私と事務局で現地調査をしてきました。申請の土地は、農用地区域外農地(白地)の住宅に囲まれた畑であります。申請人は妻の父親の農地を譲り受け、自宅を建設するものです。周辺の農地への影響はないと思います。

議長 大沼藤一

事務局の説明及び担当委員の報告が終わりました。次にご質問等について求めます。
(質問なし)

議長 大沼藤一

本件について、許可相当とすることに賛成の委員の挙手を求めます。
(挙手)

全員賛成と認めます。よって、本件については許可相当の意見を付して県知事に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

日程第11、議第66号 農用地利用集積計画に対する決定についてを上程いたします。
事務局の説明を求めます。

議長 大沼藤一

始めに議事の進め方についてお諮りいたします。本件の中で、整理番号7508番及び7509番は議席5番佐々木一宏委員が理事となっている農地所有適格法人に関する案件であり、議事参与制限に該当いたします。

よって、当該法人に関する案件の審議中は室外に退席を求めることについてご異議ございませんか。

(異議なし)

それでは、議席5番佐々木一宏委員については、当該法人に関する案件の審議中は室外に退席といたします。

議長 大沼藤一

それでは、始めに整理番号7508番及び7509番の件について審議を行うので、議席5番佐々木一宏委員は室外に退席願います。

事務局の説明を求めます。なお、本案件は、全委員による調整会議を経て上程されたものがありますので、簡略に説明願います。

主事 原田恭兵

議第66号 農用地利用集積計画に対する決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定をもとめる。

37ページです。(議第66号本文及び整理番号7508番及び7509番について朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件について、質問を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7508番及び7509番について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。議席5番佐々木一宏委員の復席を求めます。

議長 大沼藤一

次に決定いただきました整理番号7508番及び7509番を除いた各案件について、事務局の説明を求めます。

主事 原田恭兵

(議第66号 整理番号7508番及び7509番を除いた、整理番号7487番から7511番について朗読により説明)

本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件について、質問を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7508番及び7509番を除いた、整理番号7487番から7511番について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。よって、本案件全件について計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することと致します。

議長 大沼藤一

日程第12、議第67号 農用地利用集積計画に対する決定について(農地中間管理事業)を上程いたします。農地中間管理事業に関する審議については、地区ごとに行うことを慣例としておりますので、始めに大塚地区の審議に入ります。整理番号7512番について、事務局の説明を求めます。

主事 田宮枝里子

議第67号 農用地利用集積計画に対する決定について。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、川西町長から審議依頼があったので農業委員会の決定をもとめる。

47ページです。(議第67号本文及び整理番号7512番について朗読により説明)本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件について、質問を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7512番について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。

次に中郡地区の審議に入ります。整理番号7513番から7523番までについて事務局の説明を求めます。

主事 田宮枝里子

47ページです。(議第67号整理番号7513番から7523番について朗読により説明)本計画内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上です。

議長 大沼藤一

ただいまの件について、質問を求めます。

(質問なし)

お諮りいたします。整理番号7513番から7523番について、計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

全員賛成と認めます。

よって、本案件について、計画の内容のとおり決定し、川西町長に報告することといたします。

議長 大沼藤一

日程第13、議第68号 川西農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを上程いたします。

議長 大沼藤一

事務局の説明を求めます。

事務局長補佐 佐藤紀子

52ページです。議第68号川西農業振興地域整備計画の変更について。川西農業振興地域整備計画の変更について、川西町長より協議依頼があったので意見を求める。

変更の理由は川西農業振興地域整備計画の所管であります産業振興課担当より説明をいたします。

産業振興課農業企画主査 嵐 孝久

53ページをご覧ください。(議第68号について朗読により説明)

議長 大沼藤一

ただ今の件につきまして、ご質問があればお受けいたします。

(質問なし)

お諮りします。本件について、計画の変更に対して賛成の委員の挙手を求めます。

(全員賛成)

よって、本件については、同意の意見を付して川西町長に送付することに決定いたします。

議長 大沼藤一

これをもって、第11回川西町農業委員会総会を閉会いたします。